

2 7 五 監 第 3 8 6 号
平成 2 8 年 1 月 2 6 日

請求人 様

五島市監査委員 木 戸 庄 吾
五島市監査委員 中 村 康 弘

住民監査請求について（通知）

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付けで提出された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により不適法であるので却下します。

記

1 請求の内容

(1) 請求書の提出及び補正

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日に請求書が提出された。

請求書に不備があると認めたので、平成 2 8 年 1 月 1 8 日までに補正を行うよう求めたところ、同月 1 4 日に補正書が提出された。

(2) 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。

ア 請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由

(ア) 市民参加がなく、住民との合意形成がまったくなされておらず、建設地が決定されていないのにも関わらず、五島市浜町の旧焼却施設跡地を委託場所として入札執行し、場所が変更されても問題ではないとする市の説明はこじつけである。

(イ) 旧焼却施設跡地を建設予定地に選定した理由は根拠に乏しいうえに、建設予定地を市が独断で決めたことが問題である。

(ウ) 事実を隠すことによって計画を一方的に進めることは、市民に対する背任行為であり、住民に不利な状況を作り出すことになるため、断じてあってはならない行為であると強く非難する。

(エ) 「市民無視」「住民不在」で物事を進めようとする五島市の歪んだ政治体質があり、その行為は不当である。

(オ) 「ごみ処理基本計画」において、「計画を実行するための具体的な施策については、市民・事業者・行政が三者協働で取り組むことができるように、それぞれ

の役割を明記するとともに、実施のための体制づくりや実施スケジュールも可能な限り示すことにより、効率的かつ効果的な施策の実現を目指す。」とあることから、「焼却施設整備基本計画・設計・旧焼却施設解体調査設計業務委託」（以下「基本計画・設計」という。）の入札執行は、「ごみ処理基本計画」を遵守していないため、違法・不当である。

(カ) 建設地への同意が得られてない建設地選定時点での住民参加もなかった状態で「基本計画・設計」が推し進められたことは、行政の不手際による事業展開である。

(キ) 建設する場所が変更になれば「基本計画・設計」の変更が必要になり、更なる無駄な税金が支出される。

イ 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

(ア) 「基本計画・設計」に関する委託業務を停止すること。

(イ) 設計者に支払った委託料の返還、または、市長あるいは担当課長が当該額を補填し、弁済すること。

(ウ) 建設予定地を白紙に戻し、正当な手順・計画に沿って用地選定を行うこと。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第2項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らか場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があ

った日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

そこで、本件請求が同条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

- (1) 請求人が違法又は不当な行為として主張しているのは、住民との合意形成がされず、建設予定地を市が独断で決定したこと及び「ごみ処理基本計画」を遵守していない中で「基本計画・設計」の入札執行をしたということである。

また、建設予定地が変更になれば「基本計画・設計」の変更による新たな費用が必要になり市民に損害が及ぶと主張している。

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであるとされている（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決）ところ、請求人が主張する行為は行政上の事務手続きの行為であり、財務会計上の行為とはいえない。また、建設予定地が変更になれば市民に損害が及ぶという主張は、現時点で建設予定地が変更するという具体的事実がなく、添付されている事実証明からも認めることはできない。

以上のことから当該制度に適合するものではない。

- (2) 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさない不適法なものであるから、受理することはできない。